

八郷広報

発行所
八郷町役場
茨城県新治郡八郷町
大字柿岡2009
電話柿岡4・104・114番

印刷所
飯島印刷所
石岡市守木町

戸数と人口
—6月末現在—
世帯数 5,705
男 15,665
女 16,544
計 32,209



夏休みのこども

夏休みは他の休暇にくらべ、その期間が長いこと、炎暑の季節であることが特徴です。

この休みは、その季節が学習にも健康にも、悪い条件をもつことがありますが、合理的な理由があります。したがって、比較的自由に解放された生活の中で、健康を保つべきです。

夏休みは、その季節が学習にも健康にも、悪い条件をもつことがありますが、合理的な理由があります。したがって、比較的自由に解放された生活の中で、健康を保つべきです。

十年に一度の国勢調査

十月一日には、日本国内に住んでいるすべての人について国勢調査が行なわれます。この国勢調査は、国の基本的な統計調査で、全国人口の状況を明らかにし、政治や行政の基礎資料となる統計を作るための大切な調査であるとともに、国際連合が定めた基準にもとづいて、各国が行なう国勢調査の一環ともなるもので、世界人口センサス計画とよばれる国際的にもきわめて重要な意義をもつ調査です。

7月の納税

固定資産税
国民健康保険税

才2期
31日限り

俳句
梅雨とき
傘のかず
早苗植う筑波青嶺の
さかしに
つゆ暗れま黒いジェット機
見し噂さ
●枇杷の実
惜気なく農婦枇杷の実
もぎ與る
夏帽子脱いで枇杷の実
貰い来し

条例改正など 十五議案を審議決定

議会だより

○町議会定例会(第三回)は、七月十二日午前十時から八郷町公民館で開かれ、八郷町告示式条例の一部を改正する条例、八郷町手数料条例の一部を改正する条例、昭和三十五年八郷町保険税条例の一部を改正する条例、昭和三十五年八郷町歳入歳出追加予算案、十五件の議案を審議原案どおり可決しました。主な議案のあらましは次のとおりです。

国保税率引き上げ

国保税率は、十月から実施される入れ歯の給付にともなう増税に際して、税率が引き上げられた。

所得割「百分の〇・九」を「百分の〇・九九」に、資産割「百分の三・四」を「百分の四・六」に改正、均等割は一人百三十円だったものが、百七十六円に、平等割は一世帯三百円を四百二十三元と改めた。

議員の報酬を値上げ

町議会議員の報酬が、月額四百円から七百円まで値上げされ、六月に支給される期末手当は「百分の七十五」を「百分の八十五」に改めた。

(カッコ内は改正前の額)

議長 六千五百円(五千八百円)
副議長 五千五百円(五千円)
常任委員会の委員長 五千円(四千五百円)
議員 四千五百円(四千円)

町職員の給与改正

町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、人事院勧告によるもので、百二十円から一千百円まであげられるほか、六月に支給される期末手当は、「百分の六十」から「百分の七十五」になった。

証明手数料は40円に

手数料条例の改正は、証明手数料一件につき二十円だったものが四十円になり、地目変更などの手数料も一律四十円になった。

消防団員手当改正

消防団の団員は、百円〜五百円以内がこれまでの手当だったが、改正によって千円以内になった。(カッコ内は改正前の手当)

団長 二万円以内(五千元)〜三万円以内、副団長、地区団長 一万円以内(二千元)〜一万円以内、地区副団長 四千円以内(二千元)〜三千円以内、分団長 三千円以内(五百円)〜二千円以内、部長 二千円以内(三百円)〜千円以内、班長 一千五百円以内(二百円)〜七百円以内、団員 一千円以内(百円)〜五百円以内

このほか新たに、公民館運営審議会委員と社会教育委員十員になった。

三十五年産米の予約予定

昭和三十五年産米の数量確保のため販売可能な数量は全部予約しよう。

6万3千9百俵

町では去る六月二十三日、米穀売渡推進協議会にはかって別表のとおり各集荷業者(農協・商業連)にお願ひしました。

農家のみなさん、この要請をふりよく見届ける必要が有ります。

また、学習についても勉強により季節でないから実行のむづかしい無理な計画を強いること。オノ学期の勉強の整理、不得意だったものの補充を中心にし、通学中には出来ない難題的な観察、実験、練習などで個性を伸ばしましょう。

写真は大字下林手接尊境内で

地区別	集荷予定数量
柿小	6,855
柿大	8,449
柿中	8,614
柿小	8,611
柿大	7,864
柿中	7,019
柿小	8,891
柿大	9,397
計	63,900

昭和35年度 国保税額きまる

昭和35年度の国民健康保険税がきまりました。4月に第1期分を暫定で納めていただきましたが、こんど所得割の課税標準額が町民税の決定によってきまりましたので、家族の転入、転出などによる人員の異動の増減も調整して算出したものが本決定の国保税です。

本年度は10月から歯科補綴(入れ歯)が行なわれることから医療費が相当に見込まれて、一世帯当り平均800円の増額になったことは、すでに広報紙、有線放送などでお知らせしておわたりと存じます。(国保税率は議会だより欄に)

何とぞ納期限内に納付下さるようお願いいたします。

所得割総額 40%

資産割総額 10%

世帯別平均割総額 15%

被保険者均等割総額 35%

町全体の国保税(額定額)

国保税の出しかた

(1世帯平均額) × (4月1日現在の被保険者世帯数)……町全体の国保税額定額(x) 標準課税総額の割合は上表のとおりです

x × 40% = 所得割総額 x × 10% = 資産割総額
x × 35% = 被保険者均等割総額 x × 15% = 世帯別平均割総額

〔算出例〕

(1) 農業で5人家族の国保税=所得210,000円(牛馬、農作物共済各種控除後の額)、固定資産税6,000円の場合

(イ) 210,000円(総所得) - 90,000円(基礎控除) = 120,000円

(ロ) 120,000円 × $\frac{0.99}{100}$ (税率) = 1,188円……①所得割額

(ハ) 6,000円 × $\frac{4.6}{100}$ (税率) = 276円……②資産割額

(ニ) 176円(1人当り税額) × 5人 = 880円……③被保険者均等割額

(ホ) 423円(1世帯当り税額)……423円……④世帯別平均割額

①+②+③+④ = 2,767円(決定税額)

(2) 給与所得者で5人家族の国保税(世帯主が会社勤で家族に国保の被保険者が2名ある場合) = 総所得300,000円、固定資産税1,400円

(イ) 300,000円(総所得) - [60,000円(所得の20%控除) + 12,000円(5%の控除) + 90,000円(基礎控除)] = 138,000円 - 82,800円(家族3人の控除138,000円 × $\frac{3}{5}$ の額) = 55,200円

(ロ) 55,200円 × $\frac{0.99}{100}$ (税率) = 546円……①所得割額

(ハ) 1,400円(資産税) × $\frac{4.6}{100}$ (税率) = 64円……②資産割額

(ニ) 176円(1人当り税額) × 2人 = 352円……③被保険者均等割額

(ホ) 423円(1世帯当り税額)……423円……④世帯別平均割額

①+②+③+④ = 1,385円(決定税額)

市町村対抗野球新治郡大会

七月十六日
(柿岡中学校グラウンド)
全新治7対0全校
千代田球友1対0全出島
小幡ヤンガース6対0全新治
八郷球友7対0千代田球友
決勝
八郷球友9対5ヤンガース
八月六日から行なわれる県大会には、八郷球友が郡代表として出場する。

各種学級講座の推進など

公民館事業計画



八郷公民館では、七月、年度事業計画、運営の方針と、目標を定め、二日運営審議会をひいた。①公民館組織内容の強化、②各種学級、各種学級講座(青年学級、社会学級、婦人学級)の推進、③各種団体指導者の育成、④人学級、その他)の推進など、昭和三十五年度、社会体育の振興。

新・旧正月統一を全町一体で

それぞれの部は、六月三日の視察部をはじめ、二十一日までに部会議をひいて、事業計画をたてた。

生活科学部では、生活改善問題の一つである新・旧正月の統一と旧暦についての検討を行ない、審議会でも正月問題、役場、議会、区長会などの協力と町民みんなの理解で全町一体となって、三十六年から新正月一本でおしめすることになった。

各部事業予定の主なものは次のとおりです。

総務部

○広報：いままでどおり、八郷広報紙を面約四分の一を活用する予定で記事をつくる。

資料は本館、分館とも毎月十日締切日とし、記事ののせるための調整は本館で行なう。

○研修調査：公民館関係者による先進優良公民館の現状調査研修を行なう。

○文化祭：分館中心で地区毎に地域の実情にあった開催を主とする。

○青年学級：各地区学級とも、いままでどおり開設、事業の実施推進をはかり、中央では青年学級の振興対策の一つとして関係者による研究協議会をひいて、これらの問題を研究する。

○社会学級：モデル社会学級を設置する。

○PTAを主体としたもの

○分館を中心としたもの

○部落を中心としたもの

○総合した中央学級のものを、教材は、幻燈や映画などの話し合いや研究討論、あるいは講師(招待)による講話の方法をとる。

○婦人学級：既設学級の推進をはかり、婦人会を通じて全地域への趣旨普及と奨励につとめる。五会地区に文部省委嘱の婦人学級があり、このような学級の増加奨励をはかる。

○移動図書館：昭和三十五年は、町に巡回文庫が誕生したため、県の移動図書館の巡回コースが次のようになった。

①志願一五会一園部

②林

③地区の活用を望むと共に、大いに読書をたかめるようにつとめる。

○巡回文庫：柿岡一戸穂一、小幡一穂の四地区に開設、各地区とも二週間毎に圖書の交換を行ない、二ヶ月間で百五十冊の本を活用する。

○図書利用：読書グループの結成奨励とその育成をはかる。読者の意見交換会をひくなど。

○農業講座：講座が最も効果をあげるよう、昨年と同様農事研究会と計画を一本にして単位農研と一般青年を対象に行なう。

○先進産業農家の視察：町内優良産業農家の巡回視察を研究別コース(水稲、果樹、畜産、野菜)に分けて実施する。

○講習・研究会など：各種産業機関と結んで、農事相談、農事研究グループの育成など新しい技術研究奨励につとめる。

○新・旧正月の統一：正月の統一と、その他旧暦についての検討：正月問題については、アンケートなどによる調査の結果をまわって、全町一体とな

○巡回映画：公民館教

○巡回映画：公民館教

○巡回映画：公民館教

○巡回映画：公民館教

○巡回映画：公民館教

○巡回映画：公民館教

○巡回映画：公民館教

○巡回映画：公民館教

○巡回映画：公民館教

○巡回映画：公民館教

○巡回映画：公民館教

○巡回映画：公民館教

○巡回映画：公民館教

○巡回映画：公民館教

公民館新役員

館長に 滝田源三郎氏きまる

八郷公民館の新役員が次のとおりきまった。

館長 滝田源三郎

副館長 鈴木英雄

主事 稲葉正、須田正信、飯塚隆雄、田島隆之、国谷昌夫、山内茂徳、矢口悦朗、島田芳彦

運営審議会委員

委員長 桜井 嘉幸

副委員長 友部 米三

常任委員 田上 嘉雄

委員 吉田李平、鈴木英雄、鈴木久治、熊岡清流、水谷好伸、稲見恵一、沼尻敬二、滝田宣弘、鈴木桂、三輪秀雄、磯山正一、岡崎格之輔、桜井太郎、藤代達、土田長土田太恵、飯田文雄

分館長 副分館長

柿岡 滝田源三郎 田上嘉雄

小幡 潮田平重郎 岡崎英雄

小幡 吉沢 佐内 鈴木 桂

志願 富田 清 石田清夫

森 光男

比翼新一郎

生活科学

産業部長

鈴木 充雄

雨貝 道治

図書部長

鈴木 英雄

教養部長

富田 清

総務部長

島田芳彦

各部々長

▽各部々長

委員 長 桜井 嘉幸

副委員長 友部 米三

常任委員 田上 嘉雄

委員 吉田李平、鈴木英雄、鈴木久治、熊岡清流、水谷好伸、稲見恵一、沼尻敬二、滝田宣弘、鈴木桂、三輪秀雄、磯山正一、岡崎格之輔、桜井太郎、藤代達、土田長土田太恵、飯田文雄

分館長 副分館長

小幡ヤングスクラブ

結成二年めで町代表に

本格的なスポーツシーズンになった。ことに最近の野球熱は、どこへ行ってもその数ある野球チームのなかでも、小幡ヤングスクラブは、青少年の体位向上と不

良化防止を目的とした模範チームである。

さる七月二日の市町村野球町予選大会では、役場チームと接戦のすえ、対して勝利、結成二年目にして、はやくも町代表となった。

このチームは、一昨年の暮に野球の好きな同士四・五人が集って、クラブを作ること

を思いついた。十六才から二十才までの者十名で結成した

定期の集会を毎月十五日に

持って研究討論を行なうほか

農閑期には、小幡中学校グラ

ンドで練習にはげんでいる。

小幡地区は、このクラブが

妻自身の子と生計を共にして

いたこと。

⑤子が夫の死亡当時十八才未

満であるか、または二十才未

満で法別表に定める療疾の状

態にあって、夫によって生計

を維持されていたこと。

支給額 妻の被保険者期間に

ついて、夫の死亡日の前日に

おける保険料の納付済期間に

応じ、年額一万九千二百円、

二万五千八百円。

遺児年金

遺児年金は、次の五つの要

件をすべて満たしているとき

に支給されます。

①被保険者の父か母、又は保

険者であった父か母が死亡し

たこと。

②父か母が所定の保険料を納

付していること。

③子が父か母の死亡の当時、



(3)

夏は健康なもののさえからだ

をもてあます季節で、炎暑と

汗とけだるさから、時に病人

であるかのような錯覚にとら

われます。各家庭では日課表

をつくらせて毎日の生活に規律

をもたせるように心掛けたい

ものです。気のむくままの夏

の夜の茶のみ話など、夜ふ

かしは避けたいものです。

◇いままからは、となく寝

不足になり、体力の消耗がひ

どいので、幼児はもちろん、

体の弱い人は大人でも昼食後

一・二時間のひるねをするこ

とが望まれます。ひるねの際

はねひえしないよう、またね

すぎて夜の睡眠をさまたげぬ

よう注意しましょう。

①保険者が被保険者であった

六十五才未満の夫が死亡した

こと。

②夫が所定の保険料拠出要件

を満たしていること。

③妻が夫の死亡当時、夫によ

って生計を維持し、かつ六十

才未満であった夫との婚姻

関係(法律婚に限る)が十年

以上継続していたこと。

④夫が拠出制の障害年金の受

給権者でなかったこと。

支給額 死亡日の属する月の

前月までの夫の被保険者期間

について、保険料納付済期間

に、夫の受けるべきである

老令年金額の二分の一相

当額。

以上、国民年金のあらまし

について申し上げましたが、

わかりにくい点や疑問の点も

多かったことと思われます。

役場では、厚生課に国民年

金相談所を設け、国民年金の

ことについて町民のみならず

の御相談をうけたまわってお

りますので、御不明の点は御

相談下さいますよう、おいで

をお待ちしております。

国民年金のあらまし

①制度発足時の昭和

三十六年四月一日に

は三十一才をこえる

者については、①の

二十五年は経過的に

それぞれの年齢に応

じて短縮されます。

支給額 ①の場合、払込期

間に、年額一万二千円

と四万二千円。②の内、三

十五才をこえる者、払込期

間に、年額一万四千四

間に、年額一万四千四

間に、年額一万四千四

間に、年額一万四千四

間に、年額一万四千四

間に、年額一万四千四

間に、年額一万四千四

間に、年額一万四千四